

労働時間に関する規定の免除に関する事項

改正要領

海上労働システム規則実施要領

改正理由

船員法施行規則の一部を改正する省令に伴い、本会規則の規定を国内法に整合させた。

改正内容

海上労働システム規則実施要領附属書「本会の必要と認める海上労働要件」中、3.2.3-5.において労働時間に関する規定の免除の適用対象として、海底の資源探査に従事する船舶を加えた。

改正条項

海上労働システム規則実施要領 附属書 3.2.3